

誰もがいきいきと暮らせる バリアフリー社会の実現

(南幌町障がい者計画)

平成19年度～平成23年度



平成19年3月

南幌町

は　じ　め　に



「緑豊かな田園文化のまち」南幌町は、一人ひとりが自ら住みよいまちづくりを目指す住民自治を基本として、南幌の風土と歴史に育まれてきた田園文化を大切にしながら、都市と農村の交流活動が展開され、すべての人々が生き生きと健やかに暮らしていけるまちを目指しております。

第4期南幌町総合計画（2001年～2010年）において、障がい者福祉に関する施策では、「誰もがいきいきと暮らせるまちづくり」をテーマに、通所作業所等の施設整備、地域住民との交流の促進など、障がいのある方々が地域で安心して生活できる環境整備に取り組んでいます。

しかし、障がい者福祉サービスのあり方については、平成15年4月の「支援費制度」導入により、施設重視の考え方から在宅重視へ、措置から契約へと大きく転換いたしました。さらには、平成18年度から「障害者自立支援法」が施行され、障がい福祉サービスの一元化、就労支援の強化、安定的な財源の確保という3つの視点から、従来の障がい者関連サービスが新たな体系へと再編されました。

障がい者福祉が大きく転換しているなか、地域を取り巻く環境も少子高齢化、核家族化、個々人の価値観の多様化、地域連帯感の希薄化など大きく変化し、多少なり不安な要素を含んだ社会状況となっております。

このような状況のなか、本計画では、「誰もがいきいきと暮らせるパリアフリー社会の実現」を基本理念として掲げ、様々な課題の解決に向けて事業展開をしていきます。町民の皆様をはじめ関係団体、事業者などの方々におかれましては、事業の円滑な実施と計画目標の達成に向け、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、「南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、ご意見をいただいた皆様方に心からお礼申し上げます。

平成19年3月

南幌町長 三好 富士夫

南幌町障がい者計画

＜目 次＞

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	
第2節 計画の位置づけ	
第3節 計画の基本理念	
第4節 計画の基本方針	
第5節 計画の目標年次	
第6節 計画の策定手順	
第7節 施策の体系	
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	8
第3章 障がい者福祉サービスの実施状況	19
第4章 障がい者施策の課題と展開	29
第1節 自立した生活を支えるサービスづくり	
第2節 ライフステージや障がい特性に応じた サービスづくり	
第3節 共に暮らす意識づくり	

用語説明	45
資料編	47
1 南幌町障がい者計画及び 南幌町障がい福祉計画策定委員会設置要綱	
2 南幌町障がい者計画及び 南幌町障がい福祉計画策定委員会名簿	

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢社会がますます進展する中で、障がい者人口は増加傾向にあり、障がいの重度・重複化や障がいのある人の高齢化が進んでいます。また、個人の価値観や生活様式が多様化し、家族関係や地域関係が大きく変化する中で、障がいのある人の意識も変化しており、福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育・就労・文化など関連分野の充実やバリアフリー*の考え方に基づいたまちづくりなどより広い分野における施策の推進を図り、地域での自立した生活を支援することがこれまで以上に重要となっています。

国においては、平成14年12月に新「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が策定されました。新「障害者基本計画」は前計画の「ノーマライゼーション*」と「リハビリテーション」の理念を継承するとともに、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指すとしています。「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」では、障がいのある人が社会活動に参加する力の向上を図る

*は用語説明参照（P45）

とともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進を図り、障がいのある人の自立に向けた地域基盤の整備などに取り組むこととしています。

さらに、障がいのある人の権利擁護などを進め、自立と社会参加を高めるため、平成16年6月に「障害者基本法」が改正されました。

北海道においては平成15年3月に「北海道障害者基本計画」を策定し、ノーマライゼーション社会の実現を基本的な目標として「地域生活の支援体制の充実」「自立と社会参加の促進」「バリアフリー社会の実現」をめざし、障がい者施策の推進を図ることとしています。

また、障がいのある人を取り巻く法制度の大きな変化としては、平成12年の社会福祉基礎構造改革を経て、平成15年度からスタートした「支援費制度」があります。これは、従来の「措置制度」にかわって利用者が必要な障がい者福祉サービスを主体的に選択するという、画期的な制度改革であり、この年は障がい者施策の大きな転換期となりました。

そして、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みが一元化されました。加えて、障がいのある人々に、身近な市町村が責任をもってサービスを提供することになり、本町として取り組むべき障がい者福祉施策の領域は、一層拡大

障害者基本法

第9条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

注：平成19年4月1日から施行

第9条第3項中「策定するよう努めなければならない」を「策定しなければならない」に改める。

第3節 計画の基本理念

この計画においては、次に掲げるものを基本理念とします。

『誰もがいきいきと暮らせる
バリアフリー社会の実現』

し、独自性のある施策の展開が求められています。

このような動向をふまえ、本町においてもすべての障がいのある人が地域の中で自分が望む生活を送り続けることができるよう、障がい者施策を推進するため、国及び道の計画を踏まえ、ここに「南幌町障がい者計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第3項に定める市町村が行うべき障がい者福祉施策に関する基本的な計画であり、本町の総合的計画的な街づくり指針である「第4期南幌町総合計画後期基本計画（2001～2010）」に即した障がい者福祉分野における具体的な町の取り組み計画であると同時に、住民や関係団体、事業所などの主体的な活動の指針としての役割を持つものです。

これら計画策定及び施策の展開にあたっては、国及び道の関連計画との整合性に留意するとともに、「南幌町健康づくり計画」、「老人保健福祉計画」など町の関連する個別計画との整合性を図りながら推進していくものです。

第4節 計画の基本方針

この計画では、以下に示す基本方針に沿って施策を推進することにより基本理念の実現を図ります。

- (1)自立した生活を支えるサービスづくり
- (2)ライフステージや障がい特性に応じたサービスづくり
- (3)共に暮らす意識づくり

第5節 計画の目標年次

この計画の期間は、平成19年度（2007年度）～平成23年度（2011年度）とします。また、社会情勢の変化に応じ、必要な見直しを行うこととします。

第6節 計画の策定手順

この計画に、各方面からの幅広い意見を反映させるために、障がい者関係団体の代表をはじめ、福祉・教育・医療などに

従事する専門家、学識経験者などを委員とする「南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画策定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、計画の策定を進めました。

また、より身近な声を反映させるために、委員には、障がいのある人やその家族の方にも参加してもらいました。

さらには、広く町民の意見を反映させるために計画原案による町民意見提出（パブリック・コメント）制度の手続きも行いました。

年 月 日	概 要
平成18年 8月 8日	第1回南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画策定委員会
平成18年12月11日	第2回南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画策定委員会
平成19年 1月22日	第3回南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画策定委員会
平成19年 2月 1日 ～ 平成19年 2月25日	南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画原案 町民意見提出（パブリック・コメント）手続き
平成19年 3月22日	第4回南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画策定委員会

第7節 施策の体系

誰もがいきいきと暮らせるバリアフリー社会の実現

自立した生活を支えるサービスづくり

生活支援の充実

- ・相談支援体制の構築
- ・福祉サービスの利用促進
- ・日中活動の場の充実
- ・生活の場の確保
- ・精神障がいのある人への支援の充実
- ・難病患者支援の充実
- ・福祉用具の普及促進、利用支援
- ・権利擁護施策の推進

充実した保健サービス・医療サービスの提供

- ・予防体制の充実
- ・早期発見体制の充実

人に優しいバリアフリー空間の形成

- ・町環境の整備促進・防災・防犯・緊急対策の充実
- ・交通機能の整備促進

情報のバリアフリー化の推進とコミュニケーションの促進

- ・コミュニケーション手段の確保
- ・情報提供機能の充実

ライフステージや障がい特性に応じたサービスづくり

教育・療育に特別なニーズのある児童生徒への適切な支援の促進

- ・乳幼児期支援体制の充実
- ・学齢期支援体制の充実

就労機会の拡大

- ・就労支援
- ・福祉的就労の場の確保

社会参加活動の充実

- ・スポーツ、文化、レクリエーション活動などの機会の充実

共に暮らす意識づくり

バリアフリー社会の推進

- ・啓発活動の推進
- ・心のバリアフリーの促進
- ・地域福祉活動の推進

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

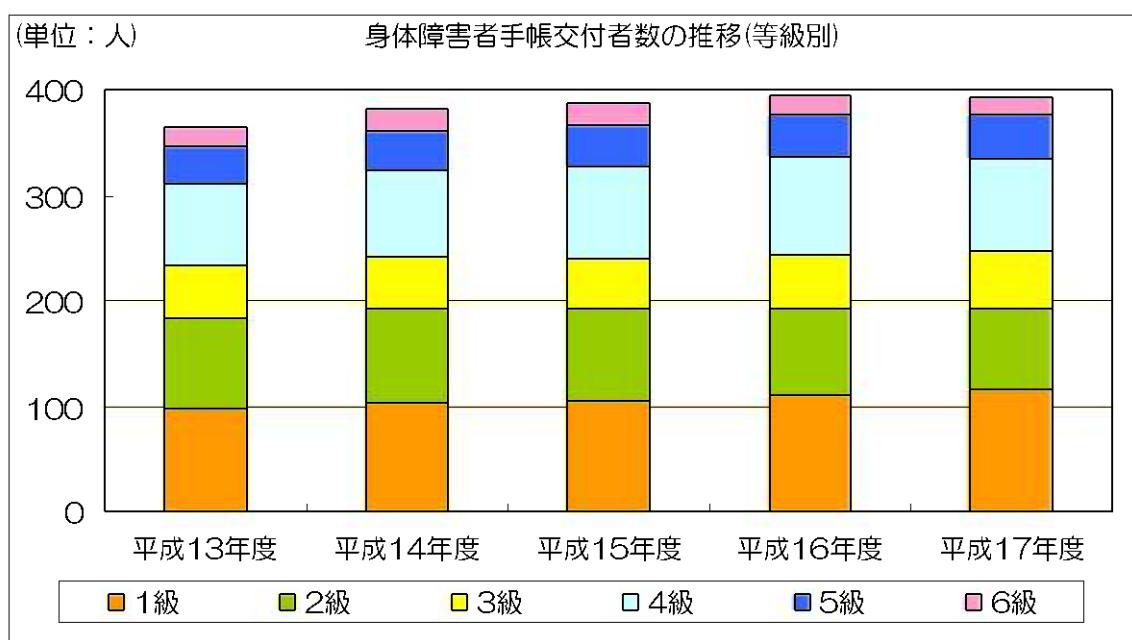
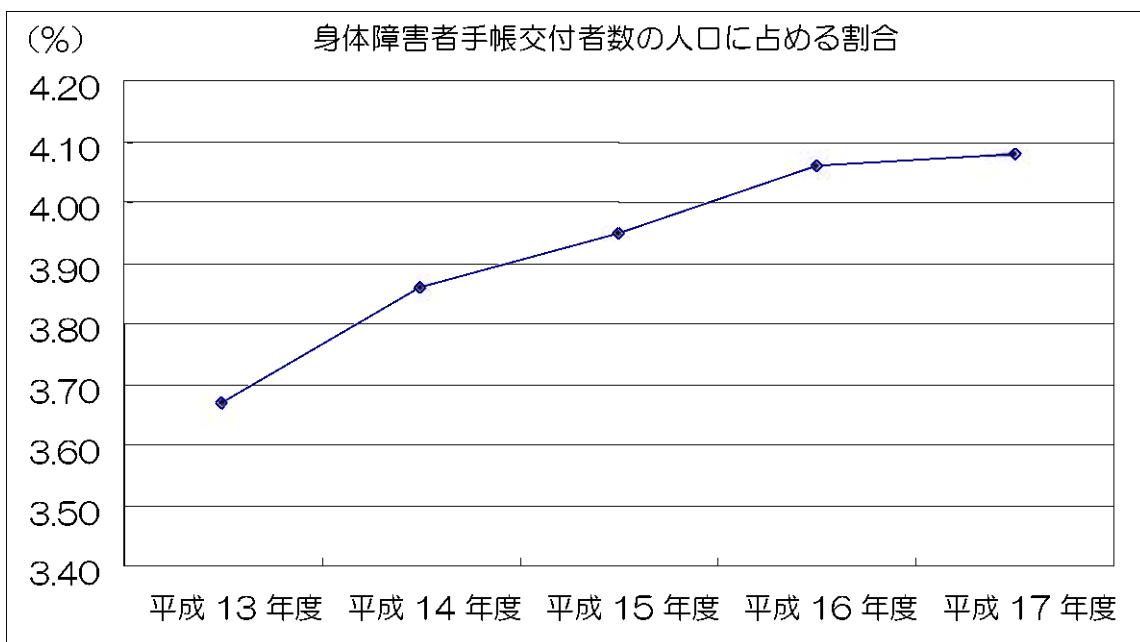
1 身体障がい

身体障害者手帳は、平成18年3月末現在で392人と5年間で30人弱の増加となっています。人口に対しての交付率も増加傾向で24人に1人の割合となっていて1・2級の重度の割合が49.2%と半数近くを占めています。

表1 身体障害者手帳交付者数の推移（等級別）

	人口 (A)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数 (B)	人口比 (B/A)
平成13年度	9,918	98	85	50	77	36	18	364	3.67%
平成14年度	9,867	103	89	50	81	37	21	381	3.86%
平成15年度	9,805	105	88	46	88	39	21	387	3.95%
平成16年度	9,713	110	82	51	93	40	18	394	4.06%
平成17年度	9,602	116	77	54	88	41	16	392	4.08%

（各年度末現在、単位：人）

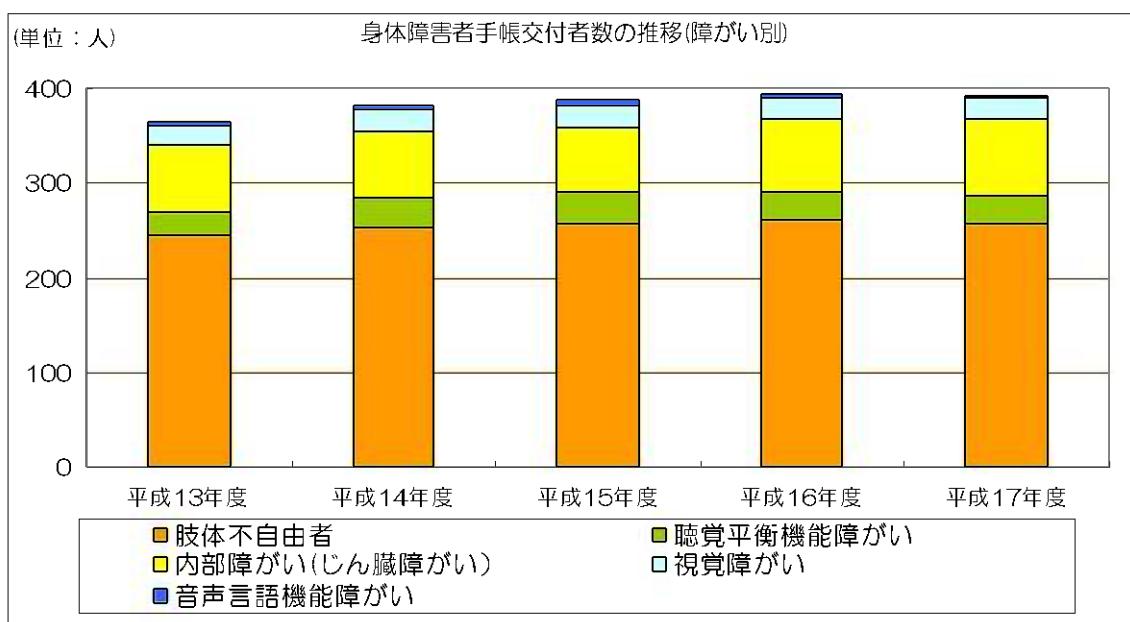


平成17年度は、障がい別では肢体不自由が最も多く65.8%で、次に多いのが内部障がいで20.4%となっています。また、身体障がいの施設利用者は9人となっています。

表2 身体障害者手帳交付者数の推移（障がい別）

	肢体不自由	聴覚平衡機能障がい	内部障がい (腎臓障がい)		視覚障がい	音声言語機能障がい	総数
平成13年度	244	26	70	(14)	21	3	364
平成14年度	253	31	71	(14)	23	3	381
平成15年度	258	32	69	(14)	23	5	387
平成16年度	261	30	76	(15)	22	5	394
平成17年度	258	29	80	(17)	22	3	392

（各年度末現在、単位：人）



2 知的障がい

療育手帳は平成18年3月末で59人と5年間で8人増加しています。程度別ではA判定、B判定とともに4人この5年間で増加しています。A判定の割合が55.9%とB判定より少し多くなっています。

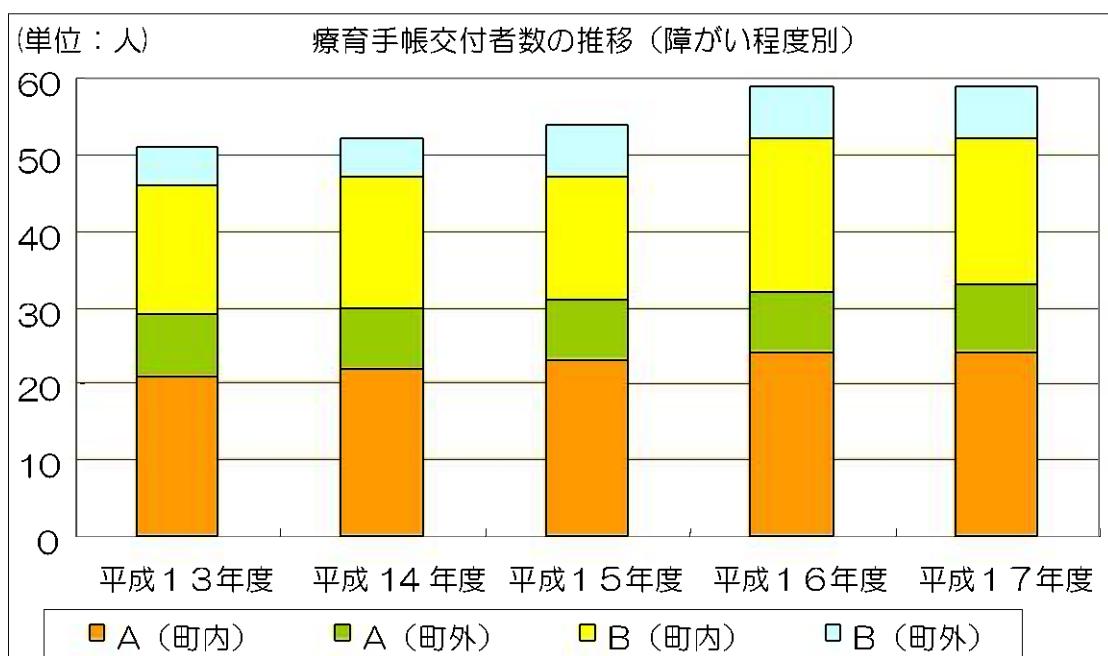
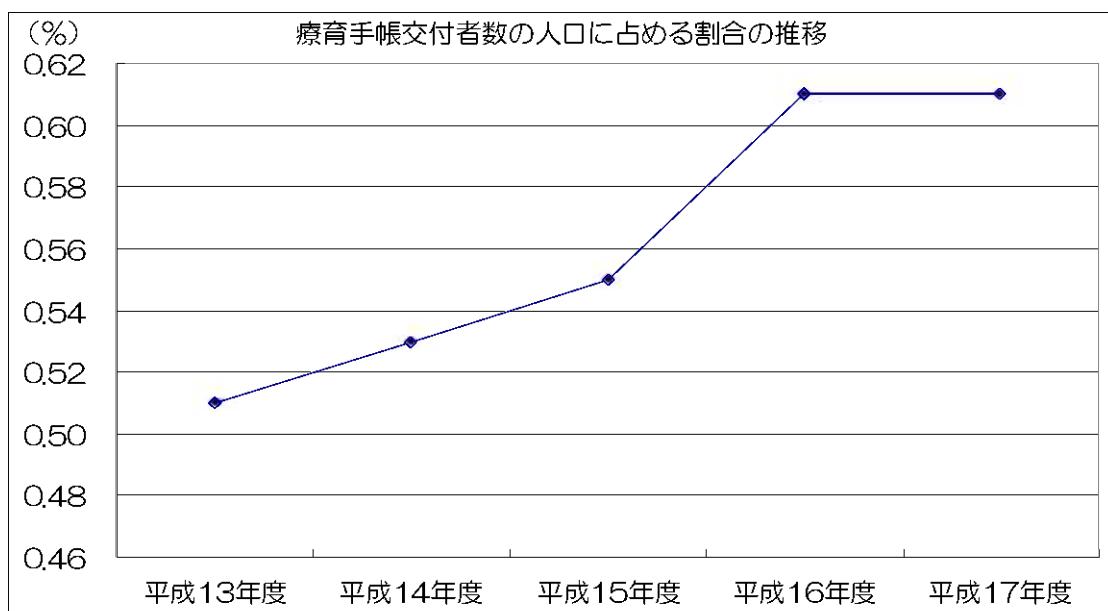
表3 療育手帳交付者数の推移（判定別）

	人口(A)	A判定			B判定			総数(B)	人口比 (B/A)
		①	②	①+ ②	①	②	①+ ②		
平成13年度	9,918	21	8	29	17	5	22	51	0.51%
平成14年度	9,867	22	8	30	17	5	22	52	0.53%
平成15年度	9,805	23	8	31	16	7	23	54	0.55%
平成16年度	9,713	24	8	32	20	7	27	59	0.61%
平成17年度	9,602	24	9	33	19	7	26	59	0.61%

（各年度末現在、単位：人）

※①は本人の住所が町にある人。

※②は町外の社会福祉施設などに入所している人。



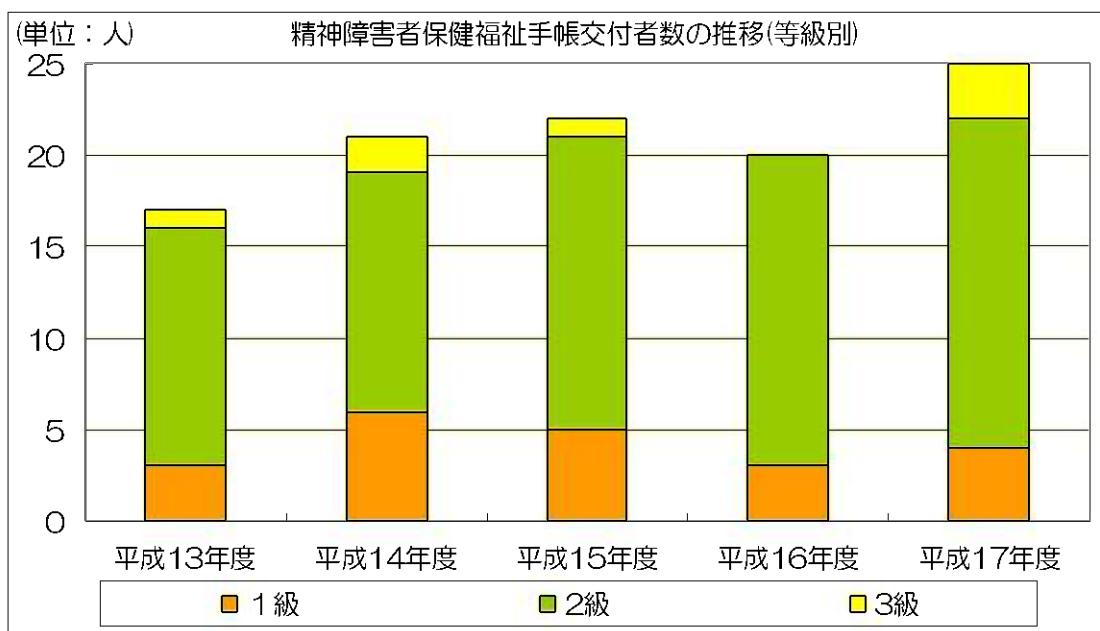
3 精神障がい

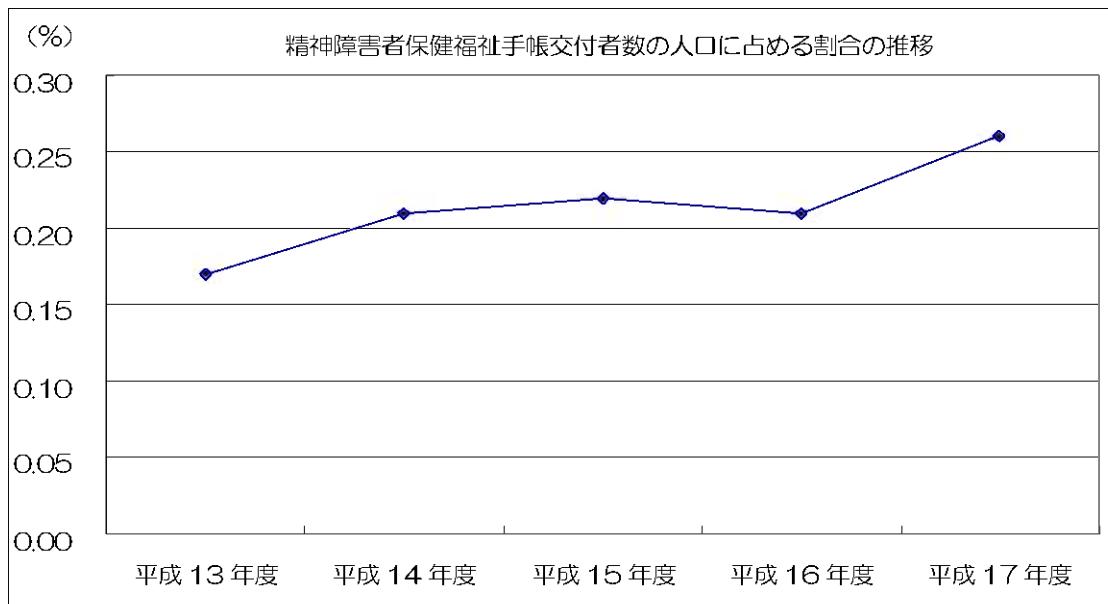
(1) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成18年3月末現在で25人となっており、年々増加しています。

表4 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(等級別)

	人口 (A)	1級	2級	3級	総数 (B)	人口比 (B/A)
平成13年度	9,918	3	13	1	17	0.17%
平成14年度	9,867	6	13	2	21	0.21%
平成15年度	9,805	5	16	1	22	0.22%
平成16年度	9,713	3	17	0	20	0.21%
平成17年度	9,602	4	18	3	25	0.26%





(2) 自立支援（精神通院）医療

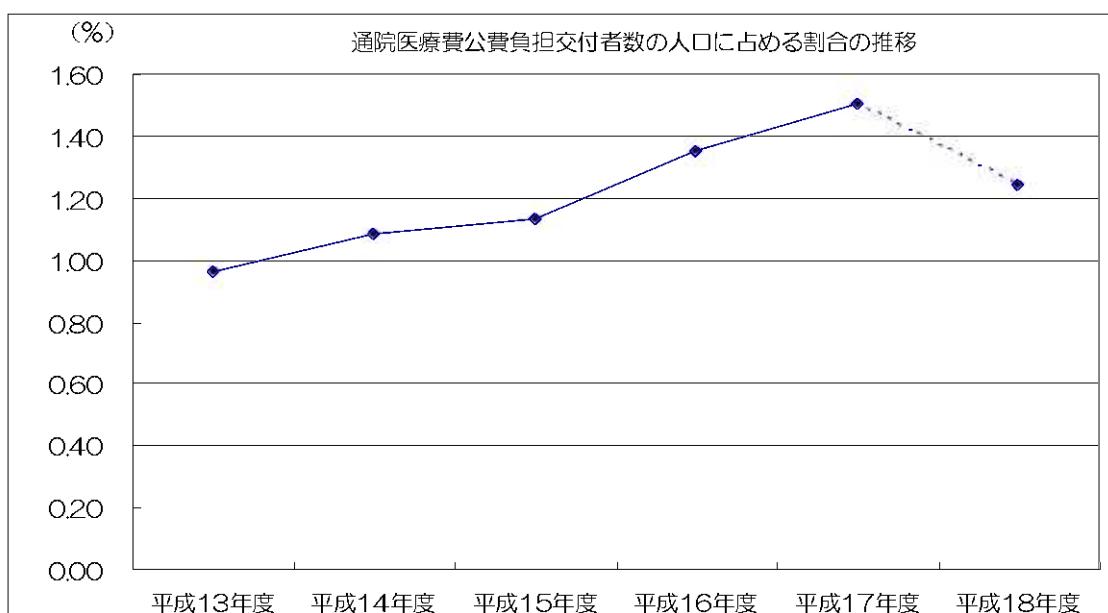
年々増加傾向にあった通院医療費公費負担制度は、平成18年4月より、障害者自立支援法の中に位置づけられ、「自立支援医療」となりました。自己負担率も原則、医療費の1割が自己負担になります。

ただし、所得などに応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

表5 通院医療費公費負担交付者数（平成13年度から平成17年度）および
自立支援医療受給者証交付者数（平成18年度のみ）の推移

	人口 (A)	交付者数 (B)	人口比 (B/A)
平成13年度	9,929	95	0.96%
平成14年度	9,840	106	1.08%
平成15年度	9,787	111	1.13%
平成16年度	9,691	131	1.35%
平成17年度	9,589	144	1.50%
平成18年度	9,486	118	1.24%

（各年12月31日現在、平成18年度は7月1日現在、単位：人）



(3) 退院促進関係

地域生活を送るための医療や福祉の受け入れ体制が整わないため、長期入院を余儀なくされている精神障がい者は全国で推定72,000人いるといわれています。国は平成15年に「社会的入院」と呼ばれるこうした入院をなくすため、10年間ですべての社会的入院患者を退院させ、地域生活を送ってもらう方針を打ち出しています。

表7 北海道在院患者調査結果（南幌町分）

症状は寛解*（院内寛解）しているが、家庭の受け入れ困難や生活の場の確保が困難などの社会的要因により入院	2
症状残存だが改善傾向にあり支援により退院可能	0
症状残存で増悪又は動搖又は経過不確定で退院に向けて要入院継続	3
症状残存で難治又は慢性長期化の見込み	5
合 計	10

（平成17年12月31日現在、単位：人）

※病院から解答があり保健所で把握した数となっています。

標記調査については、道内精神科病床を有する病院で入院が1年以上の患者を対象に行われたものです。

*は用語説明参照（P45）

4 特定疾患（難病）

（1）特定疾患患者数の推移（疾患別）

特定疾患医療受給者証を交付されている人は、平成 16 年度末現在で、127 人となっています。

①国指定疾患

（各年度末現在、単位：人）

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
ペーチェット病	1	1	1	1	2
多発性硬化症	1	1	2	2	2
重症筋無力症	2	3	3	3	4
全身性エリテマトーデス	6	6	5	5	5
再生不良性貧血					1
サルコイドーシス	6	6	6	2	2
筋萎縮性側索硬化症	1	1			
強皮症・皮膚筋炎及び 多発性筋炎	2	2	4	4	3
特発性血小板減少性紫斑病	1	2	2	1	1
潰瘍性大腸炎	5	6	8	9	10
ピュルガー病	2	2	1	1	1
脊髄性小脳変性症		1	1		
クローン病	1	1	1		1
パーキンソン病	8	8	7	7	9
後縫靭帯骨化症		1	1	2	2
ウイリス動脈輪閉塞症	2	3	3	2	2
特発性心筋症		1	3	3	2
広範脊柱管狭窄症	1	1	1	1	1
原発性胆汁性肝硬変	3	3			1
特発性大腿骨頭壊死症	1	2	2	4	3
混合性結合組織病	1	1	1	1	2
網膜色素変性症	2	2	2	1	2
特発性慢性肺血栓塞栓症	1	1			
合 計	47	55	54	49	56

②道単独指定疾患

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
劇症肝炎をのぞく 難治性肝炎	54	54	50	44	40
下垂体機能障害	1	1		1	1
橋本病	28	28	29	18	18
溶血性貧血	1	1	1	1	1
突発性難聴	2	1	1		
シェーグレン症候群	10	9	9	11	11
合 計	96	94	90	75	71

総 計 (①合計+②合計)	143	149	144	124	127
------------------	-----	-----	-----	-----	-----

第3章 障がい者福祉サービスの実施状況

1 保健・医療

(1) 自立支援医療（更生・育成・精神通院）

身体の不自由な人の障がいの軽減や取り除くことで、日常生活を容易にするためにかかる医療費を一部給付することで負担を軽減します。18歳以上の人に対しては更生医療、18歳未満の人には児童の障がいに対応するための育成医療が給付されます。

また、精神疾患にかかる通院医療費についても医療費の一部給付があります。所得制限があります。

(2) 重度心身障がい者医療費助成

心身に重度障がいのある人の医療費の一部助成を行っています。対象者は、身体障害者手帳所持者で1～2級と3級の内部障がいおよび療育手帳A判定とされた人が対象となっています。所得制限があります。

(3) 老人医療費の助成

65歳以上の一定の障がいのある人については、老人保健法による医療給付が適用されます。

(4) 早期療育事業（南幌町発達支援センター）

発達に遅れや心配のあるお子さんへの訓練指導や、療育相談を行っています。

2 日常生活の援助

(1) 補装具費の給付

身体に障がいのある人が、体の失われた部分や障がいのある部分を補って日常生活を容易にするために、車椅子、眼鏡、補聴器、義肢などの装具の費用給付を行っています。

(2) 配食サービス

町が南幌町社会福祉協議会に委託し、必要な在宅障がい者などに、安価な額で食事を提供しています。

(3) 身体障がい者自動車運転免許取得費及び

自動車改造費助成

身体に障がいのある人が、就職など社会活動に参加しやすいよう自動車運転免許を取得した場合、また、通勤などのために自らが所有する自動車の操作装置などを改造する場合に、その費用の一部を助成しています。助成の対象

者は、身体障害者手帳の等級や所得などに制限があります。

(4) 生活福祉資金

南幌町社会福祉協議会が窓口となって、障がいのある人が自立更生するために必要な資金の貸付が行われています。

(5) 有料道路の通行料金割引

障がいのある人が運転する場合、または、障がいのある人が同乗し介護者が運転する場合に、手続きをすることで有料道路の通行料金が割引されます。介護者が運転する場合には、障がいの種類や等級などにより制限があります。

(6) 公共料金の割引（交通機関、施設入場料、NHK）

公共交通機関の運賃や NHK 放送受信料などの公共料金の割引や免除があります。障がいの種類や等級などによって制限があります。

(7) 税の軽減

所得税、住民税の特別控除、自動車税、自動車取得税などの減免があります。障がいの種類や等級などによって制限があります。

(8) 録音広報の配布

視覚障がいのある人などへ南幌町社会福祉協議会により録音広報の配布が行われています。

(9) 移送サービス

在宅で障がいのある人や団体が、通院などの日常生活を営むうえで移動に寝台や車椅子を必要とする場合、リフトや寝台の付いた福祉車両での移送を行っています。利用地域や、利用回数などに制限があります。

(10) 除雪サービス

除雪の労力などの確保が困難な方に対し、必要に応じて除雪を行います。対象者は、65歳以上の高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯で、疾病、身体障がい、加齢により除雪が困難な人です。

(11) 南幌町腎臓機能障がい者通院費補助

腎臓機能障がいにより人工透析療法を受けている人の交通費の一部を補助します。

(12) 障害者自立支援法にかかる福祉サービス

今まで、支援費制度により「居宅サービス」としてホームヘルプ、短期入所(ショートステイ)、デイサービス、

グループホームというサービスが提供されていました。また、「施設サービス」としては、療護施設、更生施設、授産施設、通勤寮といったサービスが3障がい別々に入所または通所というかたちで提供されていました。

今回の障害者自立支援法施行により、これまで障がいの種類ごとに異なる制度により提供されてきた福祉や医療などのサービスが、共通の制度のもとで一元的に提供され、利用者負担は原則サービス利用料の1割になりました。

(所得などに応じ、上限額及び減免制度があります。)

サービスについても、障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されました。施設についても今後5年間をかけて新サービス体系への移行をめざします。「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

「障がい福祉サービス」と「地域生活支援事業」には下記の表のサービスがあります。

介護給付

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
児童デイサービス	障がいのある児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
障がい者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
-------------	---

訓練等給付

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業などの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

地域生活支援事業

障がい者相談 支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行います。
成年後見制度利用 支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいがある人に対し、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
コミュニケーション 支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳などの方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等 事業	重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。また、重度の身体障がいのある人が手すりや段差の解消など住宅を改修するときに改修費を給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児・者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センタ ー事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図ります。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。

日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
知的障がい者職親 委託事業	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、事業経営者などの私人に預け、生活指導及び技能習得訓練などを行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。

3 手当、年金

(1) 特別障がい者手当の支給

日常生活において常に特別な介護を必要とする20歳以上の在宅重度障がい者に支給されます。所得制限があります。

(2) 障がい児福祉手当の支給

日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に支給されます。所得制限があります。

(3) 特別児童扶養手当

家庭において20歳未満の障がい児を養育している人

に支給されます。所得制限があります。

(4) 心身障がい者扶養共済制度

保護者が重度障がいとなったとき、または、死亡したときに加入対象障がい者に終身一定額の年金が支給されます。

(5) 障がい年金

一定の要件を満たす重度障がい者で、老齢年金などの裁定を受けていない場合、年金が支給されます。

第4章 障がい者施策の課題と展開

第1節 自立した生活を支えるサービスづくり

目標1：生活支援の充実

1 現状と課題

人口の高齢化などにより、障がいのある人の数が年々増加するとともに、障がいの重度化・重複化が進んでいます。

さらに、自立意識や在宅志向が高まる中で、障がいのある人や、その家族のニーズは多様化しています。障がいのある人が地域で暮らしていくためには自らの選択により利用できる多様な福祉サービスが必要となっています。

南幌町内にも、平成18年度は社会福祉法人により障がい者通所事業所やグループホーム、居宅介護事業を行う事業所が新たに開設され、障がいのある人が利用できる町内のサービスが拡大しています。

今後は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう南幌町の実情にあわせて、身近な相

談・支援体制も含めて在宅福祉・地域福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。

さらに、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正で、精神障がい福祉関係業務が町に移管されたことから、細やかな相談指導や生活支援体制の整備が必要です。

2 施策の内容と展開

(1) 相談支援体制の構築

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員・児童委員などへの適切な情報の提供や研修による資質の向上を図るとともに、地域での身近な相談体制の充実に努めます。

さらに、本人のニーズや障がい特性、社会資源などに応じた相談対応やサービス調整などを行い、地域でいきいきと暮らすための支援を行うケアマネジメント体制を整備します。

また、高齢の障がいのある人への迅速なサービス調整が行えるよう介護支援専門員（ケアマネージャー）や南幌町包括支援センターなどとの連携を図ります。

(2) 福祉サービスの利用促進

障がいのある人が自宅や地域で安心して生活するため

には、保健・医療や福祉などの多様なサービスが、障がいの特性、地域の実情や個々のニーズなどに合わせ一体的に提供される必要があります。そのため、サービス内容の周知を図り、利用を促進します。

(3) 日中活動の場の充実

施設のもつ専門的な機能を活用しながら、就労に向けた訓練や地域生活への移行のための訓練、創作的活動や生産活動の機会を提供する日中活動の場を充実させ、いきいきと地域で生活することができるよう推進します。

また、障がいのある人が身近なところでサービスを利用できるよう障がい種別を越えた施設サービスを開拓するようサービス提供者に働きかけていきます。

(4) 生活の場の確保

障がいのある人が住みなれた地域での生活を続けることや、施設などから在宅生活に移行できるよう、障がいの特性に応じ、生活支援機能を備えたグループホームなどの住まいの整備を促進します。

(5) 精神障がいのある人への支援の充実

精神障がいのある人の地域生活を支援するため、在宅サービスの情報提供やグループホームなど生活の場の確保、

日中活動の場の確保、家族の集いの開催、自助グループの育成などに努めます。

(6) 難病患者支援の充実

難病患者を対象とした在宅福祉サービスを実施していないため、ホームヘルプサービスなど身体状況などに応じてサービスを利用できるよう推進します。

(7) 福祉用具の普及促進、利用支援

障がいのある人や介護者の負担を軽減するうえで、重要な役割を果たす福祉用具の利用を促進するため、多種多様な品目や給付制度の活用などに関する情報提供や相談対応に努めます。

(8) 権利擁護施策の推進

判断能力の低下の度合いや、財産管理など支援内容に応じて、成年後見制度が利用できるよう、制度の周知や活用の促進を図ります。

目標2：充実した保健サービス・医療サービスの提供

1 現状と課題

高齢化の進展や脳血管疾患など、障がいの発生に結び付く状況が増加しており、疾病などの予防・早期発見とともに、生涯を通じて安心して利用できる保健・医療体制の充実が求められています。

また、うつ病をはじめとする精神疾患になる人が増加しており、精神医療の充実とともに、心の健康を保つための相談支援や自殺予防、不登校などへの取り組みが必要です。

2 施策の内容と展開

（1）予防体制の充実

妊娠・子育て期のメンタルヘルスに問題を抱えている人や、若年者や配偶者のいない妊娠・出産が増えており、健診や各種事業の展開を工夫し、安心して子育てができる体制整備の確立及び、より一層のメンタルヘルスへの支援を行っていきます。

成人保健対策としては、健康教育、健康相談、訪問指導などを行い、疾病の予防を促していますが、腎臓障がいや身体障がいなどになる人が増加しており、こういった中途障がいの要因となる脳血管障がい・糖尿病などの生活習慣

病の予防対策を促進していきます。

また、うつ病をはじめとする精神疾患にならないように相談・支援体制の充実に努めます。

(2) 早期発見体制の充実

各種検診を実施し、自らの健康状態を認識してもらい、健康増進や病気の早期発見、早期治療に役立てていますが、検診の義務化、保健指導の徹底などへの更なる取り組みが必要です。民間活力の活用や関係機関との連携を図り、住民のニーズを的確に把握し、適切な対応がとれる体制整備に努めます。

母子保健活動においては、保健・福祉・医療・教育とが連携を密にし、障がいや発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見し、乳幼児期の健やかな成長・発達を促進していきます。

目標3：人に優しいバリアフリー空間の形成

1 現状と課題

道路計画に基づき逐次バリアフリー型による整備を進め

ています。今後は、すでに整備されている歩道についてのバリアフリー化対策が必要になっていきます。

地震発生時に各対象世帯に安否確認を行う旨の承諾をもらうため訪問を行っています。

また、在宅の独居世帯などに緊急通報装置を設置し、南空知消防組合南幌支署と電話回線を直通（24時間の受信体制）にしていますが、急病、災害発生などの緊急時に、迅速かつ適切な体制整備が必要です。

さらに、障がいのある人の移動に対するハンディキャップを解消し、地域生活や社会参加を保障していく必要があります。

2 施策の内容と展開

（1）町環境の整備促進

道路計画に基づき逐次バリアフリー型による整備を進めていますが、公共施設の周辺及び幹線道路の歩道について、障がいのある人や車椅子などの交通に支障がない勾配への改善、点字ブロックの設置などを進めます。

（2）防災・防犯・緊急対策の充実

急病、災害発生などの緊急時に、迅速かつ適切な体制整備が必要です。そのためには、町内会と連携し地域住民の

連帯意識が高揚することで、災害時や緊急時に組織的に行動できる体制やすべての住民の安全確保に配慮した自主防災活動を支援していきます。

(3) 交通機能の整備促進

障がいのある人の移動手段として、社会福祉法人などによる移送サービスや重度障がい者に対するタクシー料金助成を行っていますが、公共交通機関や高速道路の割引制度や身体障がいのある人の自動車運転免許取得費並びに自動車改造費の助成など支援制度の周知徹底に努めます。

目標4：情報のバリアフリー化推進と コミュニケーションの促進

1 現状と課題

近年の情報通信技術の発達は障がいのある人の情報収集や発信を容易にするだけではなく、社会参加の促進などにも寄与することができるようになりました。そのような中、障がいの特性に対応した情報の提供の充実が求められています。

また、障がいのある人のコミュニケーションを確保するために、音声による情報伝達や手話、要約筆記の普及などが求められ、身近なところでのコミュニケーション支援に努める必要があります。

2 施策の内容と展開

(1) 情報提供機能の充実

障がいのある人の情報格差の解消を図るために、ホームページや音声による広報など多様な媒体により、町の話題や生活に必要な情報を分かりやすく提供します。

(2) コミュニケーション手段の確保

コミュニケーション支援事業により手話通訳者を派遣することで、聴覚に障がいのある人の日常生活におけるコミュニケーションの確保、円滑化を推進します。

また、手話通訳者及び、手話奉仕員などの人材育成を推進します。

第2節 ライフステージや障がい特性に応じた サービスづくり

目標5：教育・療育に特別なニーズのある 児童生徒への適切な支援の促進

1 現状と課題

乳幼児期においては、南幌町発達支援センターで、子どもの発達について不安や心配のある人を対象に指導・相談を行っています。現在は、発達の支援をするために、子どもの関係機関の担当者と情報交換を行っていますが、今後は担当者が意見を出し合い、子どもや家族への支援方針を検討する場が必要です。

学齢期においては、特別支援学級*を設置し、発達に心配のある子どもに対応した教育環境の整備をしています。

また、就学指導委員会を通じて、本人及び保護者の意向を十分に尊重する中で、教育機関の受け入れを行っています。学齢期は、将来の自立した生活を送るためにその可能性を最大限に伸ばしていく時期でもあり、より一層教育環境の整備を進める必要があります。

*は用語説明参照（P46）

2 施策の内容と展開

(1) 乳幼児期支援体制の充実

発達に心配のある子どもや家族に作業療法士、言語聴覚士、保育士が療育を行い、子どもの発達を支援するとともに、保護者が安心して子育てができるように進めていきます。

また、子どもの発達支援については、子どもや家族への支援を充実させるために、保育所・幼稚園などの関係機関との情報交換ネットワークを構築し、発達支援センターの充実を図ります。

(2) 学齢期支援体制の充実

ノーマライゼーション理念の普及・啓発により、保育や教育の場においても障がいのある子とない子があたりまえのこととして接し、好ましい人間関係を育むことができるよう交流教育やボランティア活動などを通し適切な福祉教育に努めます。

また、障がいの特性に配慮した教育体制の確立に努め、それぞれの子どものニーズに対応した特別支援教育の構築を目指します。

さらに、放課後や長期休暇時の校外活動の場として、地域での受け皿について検討していきます。

目標6 就労機会の拡大

1 現状と課題

就労を希望する障がいのある人を取り巻く北海道内の雇用環境は厳しい状況が続いています。

このような中、多様な働き方を可能にするため、福祉的就労の場の確保などの充実が求められています。

2 施策の内容と展開

(1) 就労支援

障がいのある人個々の特性に応じた働きやすい環境づくりを推進し就労の安定を図ることは、職業を通じて障がいのある人の自立や社会参加が可能となる地域社会を実現していくために重要です。

そのため、保健所や職業安定所（ハローワーク）、障がい者職業センターなどとの連携を図り、障がい種別や程度に応じた職業に関する相談支援体制の充実に努め、一般事業所などへの就労を促進します。

(2) 福祉的就労の場の確保

一般事業所などへの就労が困難な障がいのある人の日常生活訓練や、一般就労に向けた作業訓練の場を確保する

ため、さまざまな福祉的就労の場の拡充を図り、可能な限り就労及び社会参加の機会の充実に努めます。

目標7：社会参加活動の充実

1 現状と課題

障がいのある人が地域社会の一員として、さまざまな活動に積極的に参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実が求められています。

2 施策の内容と展開

(1) スポーツ、文化、レクリエーション活動などの 機会の充実

スポーツ、文化、レクリエーション活動への参加促進を図ることや、障がいのある人の自主的な活動への支援を行うことで、障がい者同士あるいは地域の人との交流を促進します。

また、南幌町社会福祉協議会が主催するボランティア・フェスタなど各種行事に障がいのある人の参加促進を図

り、社会参加の機会とします。このような機会は、障がいのある人や障がいに対する住民の理解を深めるためにも意義があります。

第3節 共に暮らせる意識づくり

目標8：バリアフリー社会の推進

1 現状と課題

福祉社会を築いていくうえで、障がいの有無にかかわらず、互いの個性を尊重し支え合う「ノーマライゼーション」の考え方方が広く地域に浸透しなければなりません。しかし、理念の定着が十分ではないのが現状です。障がいのある人への理解と認識を深めるための意識づくりは、住民一人一人が、障がい者問題を自分自身の問題として受け止め、積極的に関わっていく息の長い住民の活動と日常の交流が必要です。個人や団体が様々なボランティア活動を展開していますが、提供する側と受ける側とをどう結び付けるか、ボランティアを行

う人材の育成・発掘、さらには、ボランティアの理念や活動を根づかせることが課題です。

2 施策の内容と展開

(1) 啓発活動の推進

障がいや障がい者問題、あるいは障がいのある人への理解を深め、地域で共に暮らしていく環境づくりを推進し、社会的偏見や誤解を是正し、心のバリアを取り除くことが必要です。

また、制度内容については、障がいのある人や家族への周知を行っていますが、広報誌やホームページなどの情報媒体を活用し、障がいのある人を取り巻く状況や障がい者施策の基本的な考え方などについても広報活動の充実に努めます。

(2) 心のバリアフリーの促進

幼稚園や学校での交流、ボランティア活動への体験参加などを行っていますが、障がいのある人への理解と認識を深めるため、障がいのある人とない人の交流機会の更なる充実が必要です。障がいのある人に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、幅広い年代の住民が心のバリアフリーについて、体験を通じて考えることや情報を得

られる機会の拡大に努めます。

(3) 地域福祉活動の推進

南幌町社会福祉協議会がボランティア活動を促進する中で、個人や団体が様々なボランティア活動を展開しています。地域でボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要とする障がいのある人やその家族との調整を円滑に促進するとともに、ボランティアの人材育成・発掘を行っていきます。

また、地域や関係機関・団体、ボランティアなどとのネットワークの強化を図り、住民の福祉活動を支援する体制の整備に努めます。

用語説明

1ページ

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉のもっとも重要な理念。「障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会である」という考え方。

16ページ

かんかい 寛解

病気の症状が軽減またはほぼ消失し、臨床的にコントロールされた状態。

38ページ

特別支援学級

平成19年4月より、従来の障がい児学級（法制上は「特殊学級」と通級学級とが一本化され、「特別支援学級」となります。

資料編

1 南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画策定委員会設置運営要綱

(名称)

第1条 この会は、南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画策定委員会
(以下「委員会」という。) という。

(目的)

第2条 この会は、南幌町の障がい者の状況等を踏まえ、当町における障がい
者のための施策に関する基本的計画の策定及び障がい福祉サービス等の提供
体制を整備し、自立支援給付事業等の円滑な実施を確保するために障がい福
祉計画の策定を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種関係団体

(3) 障がい当事者及びその家族

3 町長は前項第3号に規定する障がい当事者及びその家族のうちから委員を
委嘱しようとするときは公募を行うものとする。この場合において、当該公
募委員の数は2名以内とする。

(委員の任期)

第4条 任期は委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、又は委員が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(庶務)

第6条 この会の庶務は、南幌町保健福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、「非常勤の職員に対する給与そのほかの給付に関する条例」に基づき支給する。但し、常勤の職員である委員には、いずれも支給しない。

(会議)

第8条 委員会は委員長が召集し、会議は委員長が議長となる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

2 南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画策定委員会名簿

氏 名 (策定委員会役職)	区 分
輿水 武(委員長)	社会福祉協議会会長
栗林 和史(職務代理)	社会福祉関係
前川 正則	学識経験者
安藤 一雄	民生・児童委員会会长
井口 進	医師
松坂 優	社会福祉関係
木本 博司	障がい者団体代表
小林 修	障がい者団体代表
広川 豊彦	障がい者団体代表
本間 美雪	住民代表
中村 達子	住民代表

(敬称略)